

履修登録単位数の上限に関する教育学部取扱要項

教育学部教育委員会

- I この要項は、「琉球大学各学部共通細則」第7条にもとづき、教育学部における履修登録単位数の上限に関し必要な事項を定める。
- II 授業担当教員による成績評価の明確化と、学生が学修すべき授業科目を精選することを促すために、学生に授業科目を履修させるにあたっては成績平均値（グレード・ポイント・アベレージ：以下 GPA）にもとづいて履修登録単位数の上限を設定する。
- III 履修登録単位数の上限はつぎの基準によるものとする。
 - 1) 直前の学期の GPA が 3.0 以上の者は、28 単位。
 - 2) 直前の学期の GPA が 2.5 以上 3.0 未満の者は、26 単位。
 - 3) 直前の学期の GPA が 2.0 以上 2.5 未満の者は、24 単位。
 - 2 新入生や復学者の最初の学期に関しては、前項の規定にかかわらず、年次指導教員の承認を得て 25 単位まで履修登録できるものとする。
 - 3 休学や病欠などのやむを得ない事由により、直前の学期のすべての授業科目を履修できなかった者の履修登録単位数の上限は、年次指導教員の承認を得て 25 単位まで履修登録できるものとする。
- IV つぎの科目に関しては前条第1項の上限規程の適用から除外し、科目提供責任者が課す登録要件さえ満たしていれば履修登録できるものとする。
 - 1) 教職実践に関する科目
 - 2) 卒業研究または卒業論文
 - 3) 集中講義で行われる授業科目

附則 この要項は 2010（平成 22）年 4 月 1 日から施行する。